

伊賀市告示第 280 号

伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示
伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成28年伊賀市告示第17号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「転出したとき」の次に「（次条第1項に規定する連携自治体に転出する場合を除く。）」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（他の自治体との連携）

第7条 市長は、パートナーシップ制度自治体連携ネットワークの構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が市内へ転入した又はする予定である場合において、当該者が転入後も引き続きパートナーシップの関係にあると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証を交付することができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第5号）にその双方が所定の事項をそれぞれ自書し、次に掲げる書類を添付して、市長に申告しなければならない。

（1）転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証

（2）住民票の写し

3 市長は、前項の規定による申告があったときは、遅滞なく転出地である連携自治体に通知するものとする。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

【様式第5号】

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

伊賀市告示第 281 号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
二級 11360	旧	我山美旗線	起点 伊賀市上神戸字深狭間 6111 番地 先 終点 伊賀市上神戸字深狭間 4644 番 1 地先	2.9～5.0	85.4
	新	我山美旗線	起点 伊賀市上神戸字深狭間 4793 番 2 地先 終点 伊賀市上神戸字深狭間 4644 番 1 地先	6.0～13.4	106.7

伊賀市告示第 282 号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 16340	旧	棚田きじが 台線	起点 伊賀市上神戸字深狭間 4806 番 2 地先 終点 伊賀市上神戸字深狭間 4578 番 4 地先	2.0～6.3	387.5
	新	棚田きじが 台線	起点 伊賀市上神戸字深狭間 4806 番地 先 終点 伊賀市上神戸字深狭間 4635 番 1 地先	6.5～41.6	400.9

伊賀市告示第 289 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 6 年 11 月 7 日付けで現金取扱員を任免したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 11 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

1 任命する者

事務職員 鹿島 多朗 企画振興部スポーツ振興課現金取扱員

2 免ずる者

事務職員 中谷 結花 企画振興部スポーツ振興課現金取扱員

伊賀市告示第 290 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 6 年 11 月 12 日付けで現金取扱員を任免したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 11 月 12 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

1 任命する者

事務職員 徳田 棕子 健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員

2 免ずる者

事務職員 出山 幹 健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員

伊賀市告示第 283 号

令和 6 年第 2 回伊賀市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 11 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 6 年 11 月 22 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場

伊賀市告示第 284 号

伊賀市老人福祉施設整備費借入金償還補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 11 月 20 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市老人福祉施設整備費借入金償還補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者福祉の向上を目的に、社会福祉法人が市内に設置した老人福祉施設の建設資金に充てた借入金の償還金等の一部を補助するために交付する伊賀市老人福祉施設整備費借入金償還補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる法人（以下「補助対象者」という。）は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であつて、この要綱の施行の日までに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム（以下「施設」という。）を伊賀市内に設置しており、当該施設を引き続き運営している者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が運営する伊賀市内の施設を建設するために独立行政法人福祉医療機構から借り受けた融資の償還金のうち、補助金の申請をしようとする年度において償還する元金及び利子とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額の 2 分の 1 の額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 借入金償還計画書又は償還計画表の写し
- (2) 償還約定表
- (3) 予算書抄本
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(実績報告)

第6条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金等決定通知書の写し
- (2) 借入金残高表
- (3) 借入金返還状況の確認できる領収書等
- (4) 収支決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(財産の処分の制限に関し市長が定める期間等)

第7条 補助金に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間とする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する処分制限期間内に当該者の責めに帰することができない事由以外の事由で施設を処分しようとするときは、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日老発第0417001号）別添の厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第4の規定に準じて納付金の額を算出し、当該額が当該処分時点までに市が交付した当該施設に係る補助金の額の合計額よりも少ないときは、その差額を市に返還しなければならない。

(補助金の終期)

第8条 補助金の交付は、原則として、第2条に規定する補助対象者が補助対象経費に係る借入金の償還を終えるまでとする。ただし、補助金の効果及び継続の必要性を検証の上、補助金の交付の適正性を欠くと判断したときは、補助金を廃止する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部改正)
- 2 健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第13号）の一部を次のように改正する。
別表介護高齢福祉課の表2の項を削る。

伊賀市告示第 285 号

伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 11 月 25 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱（令和 6 年伊賀市告示第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次項に規定する一般事務費及び第 3 項に規定する特別事務費」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般事務費及び特別事務費を合算した額
- (2) 一般事務費及び特別事務費（介護サービス利用者負担加算、介護保険料加算、民間施設給与等改善費加算を除く。）を合算した額に 0.0116 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

第 2 条第 3 項第 7 号中「2,418,000 円」を「2,432,700 円」に改める。

別表第 1 の 1 の表中「115,000」を「115,700」に、「9,000」を「9,100」に、「124,000」を「124,800」に改め、同表の 2 の表中「88,500」を「89,000」に、「95,500」を「96,000」に、「63,000」を「63,400」に、「68,600」を「69,000」に改める。

別表第 2 中「34,890 円」を「35,100 円」に改める。

別表第 3 中「5,306,000 円」を「5,338,400 円」に改める。

別表第 6 中「300 円」を「301 円」に改める。

別表第 7 中「124,000 円」を「124,800 円」に改める。

別表第 8 中「435,000 円」を「437,700 円」に、「726,000 円」を「730,400 円」に、「1,016,000 円」を「1,022,200 円」に改める。

別表第 9 中「52,600 円」を「54,424 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の伊賀市老人福祉法第11条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱第2条第3項第7号、別表第2、別表第3及び別表第6から別表第8までの規定は令和6年4月以降の、第2条第1項第2号の規定は令和6年6月以降の、別表第1及び別表第9の規定は令和6年8月以降の分の法第11条に規定する措置に要する費用（以下「措置費」という。）の算定から適用し、それぞれ当該月までの分の措置費の算定については、なお従前の例による。

(令和6年4月から7月までの一般事務費の特例)

- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年4月から7月までの第2条第2項に規定する一般事務経費の額は、別表第1の1の表中「115,700」とあるのは「116,300」と、「124,800」とあるのは「125,400」とし、同表の2の表中「63,400」とあるのは「64,500」と、「69,000」とあるのは「70,100」として算定する。

伊賀市告示第 286 号

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月28日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成27年伊賀市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊賀市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）は、市内に在住する者で育児」を「この要綱は、育児」に、「行おうとする」を「行う」に、「、市内に在住又は在勤する者で」を「及び」に、「受けようとする」を「受ける」に、「及び提供会員と依頼会員を兼ねる者（以下「会員」と総称する。）が、相互」を「が相互」に、「を実施することで」を「を支援する伊賀市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することにより」に、「環境や」を「環境及び」に、「を整備することにより、労働者」を「の整備を図り、もって労働者」に、「を図る」を「に寄与する」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(事業の内容)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

事業の内容は、次のとおりとする。

第3条第1号中「会員」を「提供会員及び依頼会員（以下「会員」という。）」に改め、同条第7号及び第8号中「センター」を「事業」に、「業務」を「こと。」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「センターに」を「事業の円滑な運営を図るため」に改め、同条第2項中「業務」を「事項」に改め、同条を第3条とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条ただし書中「第11条第1項第2号」を「第8条第1項第2号」に改め、同条を第4条とする。

第8条第1項第2号中「漏らしてはならない」を「漏らさないこと」に改め、「センター

を」を削り、同項第5号中「センター」を「事業」に改め、同条を第5条とする。

第9条第2項中「申し込みをした者について」を「申込みを受けた場合において、当該申込みをした者が依頼会員又は提供会員として」に、「認めたときは、会員」を「認めるときは、当該依頼会員又は提供会員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「として登録しよう」を「となろう」に、「を」を「により」に、「提出しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

依頼会員となることができる者は、市内に在住又は在勤する者であって、第8条第1項各号に掲げる援助を受けようとするものとし、提供会員となることができる者は、市内に在住する者であって、当該援助を行おうとするものとする。

第9条を第6条とする。

第10条の見出しを「(登録の解除)」に改め、同条第1項中「センターを退会しよう」を「会員は、前条第1項の登録を解除しよう」に、「会員」を「とき」に、「を市長に提出し」を「により市長に届け出」に改め、同条第2項中「会員が本要綱及び」を「前項の規定による届出を受けたとき又は提供会員若しくは依頼会員がこの要綱の規定若しくは」に、「場合又は会員として」を「とき若しくはその」に、「認めた」を「認める」に、「会員を退会させる」を「提供会員又は依頼会員の登録を解除する」に改め、同条第3項中「会員は」の次に「、前項の規定により登録を解除されたときは」を加え、「退会に際して」を削り、「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条を第7条とする。

第11条第1項中「会員が」を削り、「として行う援助」を「の内容」に改め、「一時的なものとし」を削り、「に掲げる内容」を「のとおり」に改め、同項第5号中「その他会員」を「前各号に掲げるもののほか、会員」に改め、同条を第8条とする。

第12条中「申し込み」を「申込み」に改め、同条を第9条とする。

第13条第1項中「申し込み」を「申込み」に改め、同条を第10条とする。

第14条を第11条とする。

第15条を削り、第16条を第12条とする。

別表中「第13条」を「第10条」に改め、同表備考第8号中「支払う」を「行う」に改める。

様式第1号中「第4条」を「第3条」に改める。

様式第2号から様式第4号までの規定中「第9条」を「第6条」に改める。

様式第5号中「第10条」を「第7条」に改める。

様式第6号中「第12条」を「第9条」に改める。

様式第7号及び第8号を削る。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

伊賀市告示第 287 号

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業報酬助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 11 月 28 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業報酬助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ひとり親家庭等の経済的自立を支援し、こどもの健全な育成を図ることを目的として、伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成 27 年伊賀市告示第 59 号。以下「実施要綱」という。）第 10 条第 2 項の規定により支払う報酬の一部を助成する伊賀市ファミリー・サポート・センター事業報酬助成金（以下「助成金」という。）の交付について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(交付の対象となる者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、相互援助活動による援助を受けた依頼会員のうち、ひとり親家庭、低所得世帯（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯をいう。）、ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯をいう。以下同じ。）、障がい児又は多胎児のいる世帯等、配慮が必要な子育て家庭にあるものとする。

(交付の対象となる費用)

第 4 条 助成金の交付の対象となる費用は、実施要綱第 10 条第 2 項の規定により支払った報酬とする。ただし、当該報酬のほか提供会員が負担した交通費その他育児の援助及び相互援助活動の実施の取消しに係る費用は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、報酬の 1 月の合計額の 2 分の 1 に相当する額（10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請書の様式等)

第6条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、伊賀市ファミリー・サポート・センター事業報酬助成申請書（様式第1号）に援助活動記録簿の原本及び次に掲げる世帯に応じ、当該各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

- (1) ひとり親家庭 児童扶養手当受給者証又は戸籍謄本
- (2) 生活保護世帯 社会福祉事務所長が発行する証
- (3) 市町村民税非課税世帯 市町村民税の非課税証明書
- (4) ダブルケア負担の世帯 要支援又は要介護認定区分が記載された介護保険被保険者証の写し
- (5) 障がい児のいる世帯 児童の障害者手帳等
- (6) 多胎児のいる世帯 戸籍謄本

2 前項の申請は、相互援助活動による援助を受けた月ごとにまとめ、当該月の属する年度の末日までに行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の申請をする者が同意したときは、職員が市の保有する公簿等を確認することにより同項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(代理申請)

第7条 前条の申請は、当該申請をしようとする者が自ら行うことができないときは、代理人により当該申請を行うことができる。

(助成の決定及び助成金の額の確定等)

第8条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市ファミリー・サポート・センター事業報酬助成決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。助成金に係る規則第7条第2項の規定による通知も、同様とする。

(助成金の終期等)

第9条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は、助成金の交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

伊賀市告示第 288 号

伊賀市ファミリー・サポート・センターお試し無料体験事業実施要綱を次のように定める。

令和6年11月28日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ファミリー・サポート・センターお試し無料体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊賀市ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動による援助を無料で体験する機会を提供することにより、伊賀市ファミリー・サポート・センター事業の利用を促進するとともに、安心して子育てができるための環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「チケット」とは、伊賀市ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員が相互援助活動による援助を受ける場合において、伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成27伊賀市告示第59号。以下「ファミサポ実施要綱」という。）第10条第2項の規定により支払う報酬（以下「報酬」という。）のうち、最初の2時間までの報酬に代えることができるファミサポお試し無料体験チケットをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、ファミサポ実施要綱において使用する用語の例による。

(交付の対象者)

第3条 チケットの交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、依頼会員であつて、相互援助活動による援助（以下「援助」という。）を初めて受けるものとする。

(チケットの交付等)

第4条 チケットは、対象者に対し援助を受ける前までに交付するものとする。

2 チケットの使用の期限は、令和7年3月31日とする。

(使用方法等)

第5条 依頼会員は、利用する援助の最初の2時間までをチケットと引き換えに無料で受けることができる。

2 依頼会員は、チケットを使用する場合において、最初の2時間を超える報酬及び当該報酬以外のファミサポ実施要綱第10条第2項に規定する経費があるときは、ファミサポ実施要綱別表に定める基準により提供会員に支払うものとする。

3 チケットは、ファミサポ実施要綱別表備考第6項に規定する取消し料の支払に充てることはできない。

(報酬の請求)

第6条 提供会員は、依頼会員からチケットの使用を受けたときは、ファミサポお試し無料体験チケット利用実績報告書兼請求書(別記様式。以下「請求書」という。)により援助を行った月の翌月10日までに当該月分をまとめて報告し、当該チケットに係る報酬を市長に請求するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

2 請求書には、依頼会員から受け取ったチケット及び援助活動記録簿を添付するものとする。

(報酬の支給)

第7条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求書を受領した日から30日以内に当該請求を行った提供会員に対し報酬を支給するものとする。

2 前項の規定による支給の決定の通知は、その支給をもってこれに代えることができる。

(報酬の返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定による報酬の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給を受けたときは、当該支給の決定を取り消すとともに、期限を定めて既に支給した報酬の全部又は一部を返還させることができる。

(不正行為の禁止)

第9条 依頼会員及び提供会員は、チケットを他人に譲渡し、又は他人から譲り受ける行為がその他不正の行為によりチケットを取得し、又は使用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。